

## 2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

## 1、だれもが安心して医療を受けられるために

## 1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

## ① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

## 【回答】

今年度、国保税の税率改正を行いましたが、県の示す標準保険税率で設定いたしますと、大幅に増額した税負担となることが見込まれましたことから、国保の基金を投入し、税負担の上昇を極力抑制した税率を設定いたしました。

今般の制度改正による財政上の目的は、赤字補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入を段階的に削減し、国保財政の健全化を図ることにございます。

国民健康保険税は、国民健康保険の財源にのみ充てる目的税でございますので、国保加入者の皆様にご負担をいただくことが原則となるものでございます。

一方で、一人あたりの医療費は今後も伸びていくとの想定がされるなかでの被保険者数の減少など、今後も国保財政は厳しい運営を余儀なくされることが予想されます。このようなことから、国や県の動向を踏まえ、適正かつ公平な負担となるよう慎重に検討してまいります。

## ② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきまし

た。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法 25 条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984 年当時の国庫負担率の 45% の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

**【回答】**

**国保事業の安定運営のためには、国費の更なる投入は必要であると考えます。今後も機会を捉えて引き続き県等を通じて国に要望してまいります。**

**③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。**

地方税法では応能割・応益割 5 対 5 を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合 5 対 5 は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5 対 3.5」あるいは「7 対 3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

**【回答】**

**低所得者層や中間所得層に配慮して、応能割・応益割の構成比を検討してまいります。**

**④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。**

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

**【回答】**

**国民健康保険は全ての方が被保険者のため、均等割についても全ての方が負担することが望ましいと考えます。税制改正等の今後の動向を注視してまいります。**

**(2) 国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。**

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して 4,569 件と約 1000 件伸びましたが、滞納世帯数の 2% にすぎません。(2017 年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5

倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

**【回答】**

非自発的失業者に対する軽減、低所得者に対する減額等については、広報、ホームページ、国民健康保険税納税通知書・国民健康被保険者証の送付の際に同封するリーフレットにより周知を図っております。

また、法定軽減率につきましては、平成23年度より「6割・4割」から「7割・5割・2割」に拡大し、さらに5割、2割につきましては軽減対象を順次拡大しております。

国保税を減免した場合、国が補てんするよう機会を捉えて要望してまいります。

**(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。**

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も4年前(2013年)のデータから埼玉県全体で1300件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年 の 要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

**【回答】**

税金は、自主的に納付いただくことが大原則でございます。

滞納となっている方々につきましては、機会を捉え、夜間や休日なども納付の相談等を行っており、面談等により滞納原因や生活実態、就業状況や所有財産などの状況を把握し、納税意欲の有無を確認したうえで、それぞれの実情に合わせて納付計画を立て、実行するようお願いしております。その面談等の中で、自分で毎月納付が難しい等の場合、本人了承の上で、給与の差押え等滞納処分をすることもありますが、あくまでも地方税法の規定に基づく滞納処分量になっております。

また、滞納処分することができる財産がない場合や滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合などは、地方税法の規定

により滞納処分の停止を行っております。

一方、収入や財産があるにもかかわらず納税の意思が認められない滞納者に対しましては、税負担の公平性の観点から担税力を踏まえ、厳正に差押え等の滞納処分を実施しているところでございます。

**(4)すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

資格証明書の発行について、県内では 20 以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

**【回答】**

当市では資格証明書の交付は実施しておりません。

**(5)窓口負担の減額・免除について**

**①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

**【回答】**

昨年度、一部負担金の減免の要綱を整備しております。

**②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。**

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

**【回答】**

ホームページ等による周知をまいります。

**(6)国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究する自治体も 14 となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

**【回答】**

国保運営協議会の委員は、現在 15 名の委員で構成されており、そのうちの 4 名

は市民（被保険者）で構成されています。平成30年12月末で任期満了となりますが、今後の市民（被保険者）の委員については公募とします。

#### (7) 保健予防活動について

##### ① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

##### 【回答】

特定健康診査の受診率を向上させるための取組として、対象者が受診しやすい体制、受診したいと思えるような特定健康診査を目指し、実施期間の延長や自己負担の減額、個別医療機関の広域化を実施してまいりました。

また、自己負担は500円（ワンコイン）を設定しておりますが、平成29年度からは、特定健康診査を受診したかたに、しらおか味彩センターの利用券500円を差し上げておりますので、実質の自己負担は無しとなりました。

健診項目については、国が定める健診項目以外に、貧血、腎機能、心電図を追加して受診者全員に実施しております。

##### ② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

##### 【回答】

当市では、健康増進法及び厚生労働省の指針に基づき、胃がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がんの5つのがん検診を実施しております。各検診の自己負担につきましては、受益者負担の考えから、受診者のかたから検診費用の1～2割相当分の一部負担をいただいております。

なお、集団検診では、胃がん・肺がん検診と特定健診を同時に実施し、乳がん・子宮頸がん検診に併せて骨密度測定を実施しています。また、個別検診では、乳がん・子宮頸がん・大腸がん・肺がん検診について6月から12月の7か月間、受診できる体制を整えています。今後も受診しやすい検診体制の整備に努めてまいります。

##### ③ 保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

##### 【回答】

当市では、平成26年度に白岡市健康増進計画を策定し、5年間の実施計画に基づき市民の健康づくりの推進を図っているところです。今後も健康づくりに関係する市民団体等や関係課と連携を図りながら、計画を推進し、住民参加の健康づくり

を進めてまいります。計画を推進するためにも、保健師については、今度計画的に増員できるように採用を検討してまいります。

## 2、後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

#### 【回答】

当市においては、国保と同様の内容で健康診査及び人間ドックの補助を実施しております。また、平成28年度からは広域連合において歯科検診が開始されました。今後も、これら健診事業の周知と健康に関する啓発に努めてまいります。

### (2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

#### 【回答】

保険料未納の高齢者には、早期に訪問して状況把握に努め、適切に対応してまいります。短期保険証の有効期間は4か月となっていますが、通常の保険証と同様に使用できます。なお、資格証明書は交付しておりません。

## 2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

### 1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

#### 【回答】

総合事業においては平成28年度から、現行相当サービスを実施しており、平成30年度におきましても、これまでの既存の指定介護サービス事業所が、当市の指

定を受け、引き続き現行サービスを提供しております。

また現行相当サービス以外にも緩和型の市独自サービスを指定するなどして、要支援者等の受け皿を確保できるよう努めております。

事業実施状況に関しましては、現行相当サービスに加え、緩和型サービスA、通所型サービスCを実施し、利用人数につきましても、徐々に増加傾向となっておりますが、担い手の不足や、一部の事業所におきましては総合事業への理解が浸透されていないところも見受けられます。

なお、事業の移行に伴う市民からの直接の問い合わせや苦情は、現在のところございません。

## 2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

### 【回答】

第7期介護保険事業における地域支援事業の予算総額は、3年間で、388,846,000円でございます。

介護予防・日常生活総合事業（一般介護予防事業を含めます）、包括的支援事業、任意事業の3事業に区分され、それぞれ事業見込みをもとに計画してございますが、その中に含まれる業務委託料など、利用者人数に左右されない経費もございます。

なお、予算を超えた手立てに関しまして、会計年度ごとに、財政部門と調整し必要性に応じ要求を行うものでございます。

また、地域支援事業の各事業につきましても、高齢者福祉サービスガイドやホームページ、地域包括支援センターを通じて周知しております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴います介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

### 【回答】

当市では、市独自の介護予防事業として健だま体操（やわらかいボールを使用した体操）を実施しています。民間事業所のノウハウを活用した介護予防教室を実施

するとともに、市民を介護予防ボランティア（指導員）として養成し、地域への指導員派遣事業を実施しています。また、指導員養成カリキュラムを使用した研修を地域活動者向けに実施することにより、地域住民が主体となって介護予防教室を運営できるよう支援を行っております。

### **3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。**

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

#### **【回答】**

当市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていくためには、地域における医療関係者と介護従事者の連携が地域包括システムにおける重要施策であると考えておりますことから、久喜市・蓮田市・宮代町と連携し、久喜市内の郡市医師会及び蓮田市内の東埼玉病院内に、医療と介護を必要とする方に包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための介護医療連携拠点となる窓口として、在宅医療サポートセンターを設置しました。

認知症施策といたしましては、認知症サポーターの養成や認知症カフェの開催、はいかい高齢者声かけ模擬訓練などを行い地域の方々に認知症への理解促進を図っております。

定期巡回 24 時間サービスにつきましては、久喜市にある NPO 法人が運営する事業所を指定し、サービスを利用できる体制を整えておりますが、現時点では、利用実績はございません。市ではこのサービスの情報提供や周知を図るため、介護保険のパンフレットを地域包括支援センターやケアマネジャーへ配布し、引き続き周知を図ってまいります。

### **4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。**

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算で



はなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方と当市における実態を教えてください。

**【回答】**

介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うことは重要なことであり、平成29年度の介護報酬改定におきましては、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、加算の拡充が実施されたところです。

市といたしましても、当市の介護保険制度の安定的な運営や地域包括ケアシステムの深化に向け、介護サービス従事者の確保は大変重要な課題と認識しておりますので、県の担当部局と連携を図り支援してまいりたいと存じます。

介護職種の技能実習制度につきましては、介護労働者の人材確保を目的とした制度の活用は考えておりません。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

**(1) 特別養護老人ホームを増設してください。**

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

**【回答】**

当市の特別養護老人ホームにつきましては、平成28年4月に定員100名の設たに開所し、合計4か所の特別養護老人ホームが運営されております。

また、近隣市町の春日部市、久喜市、宮代町において、平成30年4月に合計3か所の特別養護老人ホームが開所しており、特別養護老人ホームについては、充足しているものと考えております。

**(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

**【回答】**

埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針により、要介護1・2であることをもって入所申込みを受け付けしないとする取扱いは認められないとされておりますので、施設側が独断で拒否せず、特例的な入所に該当するか否かを判断するよう、指導・調査を図ってまいります。

**6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。**

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

**【回答】**

当市では、昨年11月から、自立支援型の地域ケア会議を1月に1回開催しており、地域包括支援センターを中心として、多職種5名（理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）の助言者が参加し、ケアプランについて、専門的な視点から最適なケアプランを検討する会議を行っております。

地域ケア会議は対象者の自立支援を促すことを目的としており、ケアマネジャーにとりまして、専門職からの意見を取り入れることが出来る場でもあることから、市がアセスメントや記録等を監視するものではありません。

また、この地域ケア会議では、要支援者について単発な会議を行っただけではせずに過去に行った事例については必ず、PDCAサイクルを取り入れ、アセスメントの見直しを行う等長期的な支援を行うこととしております。

**7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。**

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190億円が交付されることになっております。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

**【回答】**

評価指標の達成見込みは5割程度を見込んでおります。

また、交付金の使途につきましては、当交付金が、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、地域支援事業の充実に活用する予定です。

なお、評価指標の点数欲しさによる機械的な対応は行いません。

**8、介護保険料を引き下げてください。**

**(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。**

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっております。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

**【回答】**

介護保険料につきましては、第7期介護保険事業計画期間の3年間における介護サービス給付費総額の見込みや被保険者数の見込みに基づいて算定しており、滞納者及び制裁措置者の増加の懸念を理由に介護保険料の引き下げは行いません。

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

① 平成29年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成30年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

**【回答】**

財政安定化基金の積立は行っておりませんが、介護給付費準備基金の残高は296,126,725円となっております。

平成30年度の当初予算では、介護給付費準備基金からの繰入額は0円となっておりますが、第7期介護保険事業計画期間の3年間で合計2億円繰り入れる予定です。

なお、介護給付費の総額は2,805,817,000円となっております。

② 第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

**【回答】**

第6期介護保険事業計画における給付総額の見込みは9,229,388,000円、実績は8,318,070,375円で、実績は見込みの約90.1%でした。被保険者数の見込みは13,626人、実績は13,715人で、実績は見込みの約100.7%で、ほぼ見込みどおりとなりました。

第7期介護保険事業計画の給付総額の見込みは10,897,835,958円、被保険者数の見込みは14,454人となっております。

**9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

**【回答】**

当市では、介護保険料の減免制度として、災害減免、所得減少減免、生活困窮減免を実施しております。市では国の考え方に基づき減免を行っているため、現行制度の拡充については困難な状況です。

また、介護利用料の減免制度につきましても、介護保険料と同様に、災害免除、所得減少減免、生活困窮減免を実施しております。住民税非課税世帯の利用料につきましては、居宅サービス費助成金として、利用者が負担した利用料の一定額を助成する事業を行っております。

今年8月から介護サービス利用料が、一定以上の所得のあるかたは3割負担になりましたが、利用者の過度の負担とならないよう、支払った額が高額になった場合は高額介護サービス費が支給されます。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

#### 【回答】

当市では、昨年度策定した第5期障害者基本計画・第5期障害福祉計画に基づき、障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」に備え、障害者の地域生活支援を進めるため、近隣3市2町で構成する地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活拠点等の整備を進めてまいります。

なお、平成30年7月1日現在の当市における身体障害者関係指定障害者支援施設の入所待機者は4人、知的障害者関係指定障害者支援施設の入所待機者は5人です。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください。

#### 【回答】

居住系サービスの確保のため、近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていくとともに事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進するよう努めてまいります。

平成30年7月1日現在で施設入所者は50人、うち市内が3人、障害保健福祉圏域内が14人、障害保健福祉圏域外の県内が27人、県外が6人となっています。

また、グループホームの利用者は18人、うち市内が3人、障害保健福祉圏域内が6人、障害保健福祉圏域外の県内が7人、県外が2人となっています。

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳

の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

**【回答】**

昨年度は計画の策定に当たり、策定懇話会、アンケート調査、関係団体等のヒアリング等から市民のニーズの把握に努めてまいりました。今後も関係団体等と連携を密にし、障がい者の方々の状況把握に努めるとともに、今年度広域で新たに設置しました基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携し、障がいのある方が抱える課題の解決に向け支援してまいります。

**2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。**

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

県は所得制限の導入の理由について、「応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要がある。また、他の二つの福祉医療においても同様の趣旨から所得制限を導入している。」としております。本市としては、県の交付要綱に基づいて事業を実施してまいります。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

**【回答】**

本市では平成29年1月診療分から、市内指定医療機関における現物給付を実施しています。

広域化については、近隣市町と情報の共有を行いながら、連携して対応してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

**【回答】**

この事業は埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しているため、埼玉県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討していきたいと考えております。

本市において、精神障害1級で、重度心身障害者医療費支給事業に登録し、平成29年度に助成を受けた方は10名です。

### **3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。**

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

#### **【回答】**

障害者基本計画等の策定に当たっては、策定懇話会、関係団体等のヒアリング等を実施し、関係団体からの意見の聴取に努めてまいりましたので、引き続き意見交換の場を設定しながら計画の進行管理を実施していきたいと考えております。

また、障害者差別解消支援地域協議会については、広域で設置している埼玉北地区地域自立支援協議会において、障害者支援に関する機関等で設置に向けた検討を進めております。

### **4、障害者生活サポート事業を拡充してください。**

（1）利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

#### **【回答】**

障害児（者）生活サポート事業については、埼玉県の補助要綱に基づき実施しております。

（2）事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

#### **【回答】**

この事業は利便性のよさから利用者からも大変支持されています。今後もこの事業を継続していくために、県には補助金の拡大について毎年要望を行っております。

### **5、福祉タクシー制度などを拡充してください。**

（1）福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

#### **【回答】**

当市では現在も介助者付き添いも含めて利用でき、所得制限、年齢制限などは設けておりません。

（2）地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

#### **【回答】**

福祉タクシー利用料金助成事業・自動車燃料購入費助成事業は、障がいを持つ方の社会参加の促進に寄与することから、県に対しては、補助事業の復活について、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保育】

##### 1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

##### 【回答】

当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることや、幼児教育・保育無償化が検討されていることから、国の動向を注視していくことが必要です。そして、国の動向を踏まえ、迅速に対応する必要があるため、引き続き、現在の市内3つの公立保育所を維持していくとともに、4つの私立保育所、及び5つの私立小規模保育事業所の協力を得ていく必要があると考えております。

利用申込みの増加に対応し、待機児童の状況を改善するために、市といたしましては、認可保育所等の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

今年度は、定員19人の民間の小規模保育事業所について、平成31年4月の開設を行う予定でおります。当該施設に対しましては、国・県の交付金制度を活用して支援を行ってまいりたいと考えております。

育成支援児童の受け入れにあたりましては、枠の制限があるものではございませんが、保育士の配置を手厚くするなど、児童の発達に応じた必要な支援を提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、認可施設移行に伴う施設整備事業費の増額につきましては、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、国へ要望してまいりたいと考えております。

##### 2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

##### 【回答】

保育士を自治体間で取り合うような独自の処遇改善は好ましくありませんが、離職防止や保育体制の充実を図るための保育士全体の処遇改善は、必要であると考えております。

当市の保育士の給与等につきましては、正職員は、事務職員と同水準の給与額でございまして、臨時職員の賃金は、現在時給1,029円、日給7,975円でございます。

なお、正職員の給与につきましては、昨年的人事院勧告に基づき平成30年1月から国に準じた引上げを実施いたしました。

また、臨時職員の賃金につきましても、埼玉県の1時間当たりの最低賃金が昨年10月から26円引き上げられたことに伴い、当市においても昨年10月から1時間当たり29円引き上げ1,000円から1,029円にいたしました。

保育士の確保につきましては、昨年度正職員の募集をし、平成30年4月1日から1名採用いたしました。

臨時職員につきましては、市の広報や新聞の求人折込みチラシ等で周知し、随時任用しております。

今後も、保育士の確保に際しましては、適正な人員確保に努めていきたいと考えております。

なお、保育士への家賃補助や試験手数料の補助等、市独自の支援策も非常に有効であると考えてはおりますが、財政的な負担を考えますと、埼玉県の社会福祉協議会が実施している、保育士を目指す学生への入学貸付や保育所へ再就職する潜在保育士への就職準備金貸付事業を活用することがよいのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き、この貸付事業の案内や周知を市民や保育士の方々へ行ってまいりたいと考えております。

### 3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

#### 【回答】

保育料につきましては、当市では、平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに併せ、保育料を国基準の約76%にて設定しておりますが、国において来年10月から実施予定の幼児教育・保育無償化の状況を注視してまいりたいと考えております。

また、多子世帯の保育料軽減につきましても、国及び県と連携しながら対応してまいります。

### 4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。



**【回答】**

保育所での保育については、子ども・子育て支援新制度開始後も引き続き、市町村が保育の実施の義務を担うこととなっております。

国の作成しました指導指針及び監査指針を基に、保育事業者を集めて講習等を行う集団指導や現場への立ち入りによる実地監査などにより、指導監督に努めてまいります。

また、当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることから、現在の市内3つの公立保育所を維持していく必要があると認識しており、引き続き、育児休業取得による上の子の退園などによる保育の格差が生じないように配慮してまいります。

**【学童】**

**5、学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

学童保育施設の増設につきましては、順次、整備してまいりましたが、今後も保育需要を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

**6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

**【回答】**

放課後児童支援員の処遇改善のため、指定管理者と連携して適正な人員配置や経験に応じた処遇となるよう努めるとともに、「処遇改善等事業」及び「キャリアアップ処遇改善事業」を活用してまいりたいと考えております。

また、民営学童保育を対象とした県単独の補助事業につきましては、当市では指定管理者による運営開始に伴い当該事業の対象となったところがございます。補助の拡大につきまして機会を捉えて県へ要望してまいりたいと考えております。

**7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。**

**【回答】**

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」につきましては、児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するものであることから、基準の低下につながるような規制緩和を行うことのないよう、機会を捉えて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

#### 【子ども医療費助成】

#### 8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

#### 【回答】

当市では平成29年1月から対象年齢を拡大し、18歳年度末までとして助成しております。また、国や県への要望も毎年行っています。

### 5. 住民の最低生活を保障するために

#### 1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

#### 【回答】

生活保護を必要としている方に適切に制度を御利用いただくために、生活相談の段階から生活保護制度の説明を丁寧に行うとともに相談者の状況を十分に把握した上で活用可能な社会資源の検討を行っております。

また、相談や助言を行う現業員の対応力向上を図るため、各種研修等へ積極的に参加しております。

#### 2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】**

相談に来られた方には、生活状況を把握したうえで他法他施策の活用について適切な助言を行い、生活保護の制度説明を十分に実施し、申請意思を確認します。

申請意思が示された方には申請書を速やかに交付し、申請手続きの御案内をいたします。その際、病状などにより書面での申請が困難な方につきましては、口頭申請にも対応しております。

様々な生活状況下での相談がありますが、個別の状況に応じた懇切、丁寧な対応を心掛けており、水際作戦と疑われるような対応は実施しておりません。

**3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

**【回答】**

ケースワーカーは、多種多様な相談事例に対応し、相談者の状況に応じた適切な助言等を行わなければならないなど、幅広い知識や専門性が求められます。

そのため、厚生労働省が示すケースワーカーの標準数を充足させることはもとより、社会福祉士や社会福祉主事の任用資格を有した職員の配置についても人事局に要望を続け、現在は、有資格者を配置し、標準数についても充足しております。

また、ケースワーカーの対応力向上のため、県などが実施する研修や近隣の福祉事務所との合同研修へ積極的に参加し、困難事例が発生した際の対応方法の情報共有を図るなど、OJTにも努めております。

**4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。**

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

**【回答】**

税金滞納となっている方々の内、給与の差押え等滞納処分をしなければならない方については、あくまでも地方税法の規定に基づく滞納処分類の差押えになっております。

また、滞納処分することができる財産がない場合や滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合などは、地方税法の規定により滞納処分の停止を行っております。

**5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。**

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

**【回答】**

教育、税、人権担当などの庁内関係課や民生委員・児童委員などと都度連携を図り、生活困窮者の発見に努めており、生活困窮者自立相談窓口と生活保護担当窓口が情報共有を行うことにより、適切な支援を実施しております。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

**【回答】**

庁内関係課や民生委員・児童委員等と連携を図り、生活困窮者の把握及び支援に努めております。

また、民生委員・児童委員に対する研修会につきましては、白岡市民生委員・児童委員協議会及び市内地区民生委員・児童委員協議会において、自主的かつ主体的に研修を実施、参加しております。

また、活動費においては、県の交付要綱を踏まえ助成しております。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

**【回答】**

地域の生活困窮者の状況を全体的に把握し、現行生活保護基準に照らし検証や分析を行うことは困難を極めますが、庁内関係課やその他の関係機関と連携を図り、可能な限り市の状況把握に努めてまいります。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

**【回答】**

生活保護受給世帯の生活に与える影響を見極め検討してまいります。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

**【回答】**

平成29年8月から、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮される

など、国も年金制度に対し一定の対策を講じているところです。低年金者対策につきましては、年金制度の持続を含め、セーフティネット全体の課題として、検討を重ねてまいります。